

「第410回判例・事例研究会」

テーマ：不正競争防止法の営業秘密

日 時	令和5年11月1日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【判例】

事件	東京地方裁判所令和4年10月5日（令和2年（ワ）第21047号）
事案の概要	<p>昭和57年（1982）4月にXに入社し、平成31年（2019年）1月からマーケティング部門のマネジャー職を務めたYは、令和元年（2019年）12月を以って退職する旨の退職届を提出し、令和2年（2020年）1月からXと競合するS社に転職した。退職前にYは、Xに対し、秘密保持の内容を含む誓約書を提出しており、それにより本件秘密保持契約が成立していた。</p> <p>YはXを退職する直前に、USBメモリ（本件USBメモリ）に会社貸与のPC（本件PC）から電子ファイル（本件ファイル1ないし6）を複製した。その様子を目撃され、その他に従業員のS社への引き抜き行為が行われたこと等を理由として、Yは懲戒解雇通知を受け取った。</p> <p>Xは、本件ファイル1ないし6をUSBメモリに複製するなどして取得した上、それを使用した各行為が、不正競争防止法（不競法）2条1項4号及び7号に該当すると主張し、不競法3条1項及び2項または、本件秘密保持契約に基づいて、情報の使用の差止、情報の廃棄を求めたほか、USBメモリの所有権に基づいて返還を求めた。</p>
条文	<p>不正競争防止法 第2条（定義）</p> <p>1 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は営業秘密不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。次号から第九号まで、第十九条第一項第六号、第二十一条及び附則第四条第一号において同じ。）</p> <p>七 営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為</p>

	<p>第3条（差止請求権）</p> <p>1 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。</p> <p>2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。</p>
<p>判旨 (一部抜 粋)</p>	<p>争点1 営業秘密該当性</p> <p>1 本件ファイル1ないし6の内容</p> <p>(1) メーカーが顧客に対して販売している製品の販売数量・単価・市場規模</p> <p>(2) Xを含むグループ会社の全製品の出荷先・売上金額・売上数量・利益率</p> <p>(3) Xを含むグループ会社の地域別の売上及び利益の前年対比</p> <p>(4) Xを含むグループ会社の品番別の販売量・個別の単価・利益率</p> <p>(5) Xを含むグループ会社の営業部門ごとの売上・販売分野・品目分類・販売顧客・担当者等</p> <p>(6) Xの日本における顧客別、販売別及び商社別の過去3年間の実績等</p> <p>2 管理方法</p> <p>「① Xは、従業員に対し、パソコンを貸与し、ネットワーク管理システムにより管理されたID及びパスワードを発行していたところ、このID及びパスワードを入力しなければ、貸与されたパソコンにログインすることができず、同パソコンを使用して原告の社内ネットワーク（Share Pointを含む。）にログインすることもできなかったこと、」</p> <p>「② Xの業務において使用する一部の電子データは、XのShare Point上で管理されており、当該電子データは、これを取り扱う部門に属する従業員のみがアクセスすることができ、他の部門に属する従業員はアクセスすることができないように設定されていたこと、」</p> <p>「③ 本件ファイル1ないし6は、XのShare Point上で管理されており、本件ファイル1についてはプラスチック部門の従業員が、本件ファイル2ないし6についてはマーケティング部門の従業員が、それぞれアクセスすることができたことが認められる。」</p> <p>3 まとめ</p> <p>「以上を踏まえて検討するに、Xにおいては、就業規則により、従業員に対し、Xの許可なく原告の機密、ノウハウ等に関する書類等を私的に使用したり、複製したり、Xの施設外に持ち出してはならない義務を課し、（略）YがXを退職するに当たっては、Yから本件誓約書を徴求しており、Xが情報の管理を徹底しようとしていたものであり、そのことを従業員も認識可能であったといえることができる。そして、本件ファイル1ないし6には、X又はXを含むグループ会社の販売数量、売上げ、単価、利益率、顧客名等の、Xの事業遂行に関わる情報が詳細かつ網羅的に記載されていると</p>

ころ、これらの情報が他社に知られば、Xの市場における競争力に大きな影響を与えかねないことは明らかであるから、上記の各情報が就業規則等による管理の対象となっていたことも、従業員に認識可能であったといえる。」

「そうすると、Xは、パソコンを貸与し、ID及びパスワードを付与した従業員で、かつ、本件ファイル1ないし6を取り扱う部門に属する者のみに、これらのファイルに対するアクセスを許可し、Xの従業員は、就業規則等や本件ファイル1ないし6の内容からして、これらのファイルをXの外部に持ち出すことが禁止されていることを認識することができたといえるから、本件ファイル1ないし6は秘密として管理されていたと認めるのが相当である。」

争点2 不正競争防止法第2条1項4号または7号該当性

- ・ 本件ファイル1については、次のとおり「不正の手段」を否定した。

「また、YがXから本件プロジェクトに参加するよう指示されたことを認めるに足りる証拠はないものの、前記1(1)及び(2)のとおり、本件プロジェクトは、プラスチックに係る売上げを拡大するために市場の調査分析を行うものであり、Yが属するマーケティング部門は、顔料事業部門全体の活動を強化するために設けられた部署で、市場情報を網羅的に収集すること等の業務を担っていたことからすると、Yが本件プロジェクトに関わることは不自然であるとはいえない。X代表者(当時は、顔料ビジネスユニットの統括責任者)も、Yが本件プロジェクトに多少なりとも関わっていることを知りながら、特段注意をしていなかったものと認められる(X代表者本人)。」

「Yは、本件ファイル1を自らの私的なメールアドレスに送信したにすぎず、Yの支配下にあるという状況を変更したものではないこと、Yがいかなる目的で当該送信を行ったのかは明らかでないが、本件ファイル1の内容(略)からすると、マーケティング部門に所属し、同年11月18日まではXに出勤していたYにおいて、本件ファイル1を使用することが業務上必要でなかったとまではいえないことからすると、上記送信行為も不正の手段に該当するとは認められないというべきである。」

- ・ 本件ファイル2ないし6については、本件USBメモリに複製された事実が認定されなかった。

【会社側に必要な対策】

- ・ 営業秘密へのアクセス権限者の範囲について曖昧な運用をしないこと
- ・ 貸与パソコンからUSBヘデータをコピーしたときのログを自動的に記録すること
- ・ 貸与パソコンの初期化防止(不可能なら違約金の定めなど?)

以上